

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 5 日
契 約 業 者 名	(株) オリエンタルコンサルタンツ 北陸支社
契 約 業 者 の 住 所	新潟市中央区東大通 2 - 3 - 2 6
業 務 の 名 称	令和 6 年度千曲川遊水地諸量設備他詳細設計業務
業 務 場 所	千曲川河川事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	遊水地諸量設備詳細設計：1 式（5 箇所） 遊水地停電対策設備詳細設計：1 式（5 箇所） 可動堰管理用制御処理設備詳細設計：1 箇所（上今井遊水地） 可動堰非常用発電設備詳細設計：1 箇所（上今井遊水地） 可動堰受変電設備詳細設計：1 箇所（上今井遊水地）
履 行 期 間（自）	令和 6 年 8 月 2 7 日
履 行 期 間（至）	令和 7 年 5 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 1, 1 5 2, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	± 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	3 1, 1 5 2, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	中野市上今井地先の遊水地事業において、実施した住民説明会において利用者との合意を得た上で事業を開始したところであったが、地元説明会終了後に、利用者側から遊水地整備後の地内利用継続を理由に利用方針の変更を求められた。 これにより利用者との再度調整を行った結果、遊水地内の地内利用方針の見直しを図ることとなり、それまでの間は現地での作業が困難となった。 地元住民からの意見集約や地元自治体との協議を経て、打合せで地内利用継続の方針に関して地元との合意が得られるまで、遊水地の堤防等設計に約 2 ヶ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため履行期間を変更するものである。